

農林中央金庫法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）…………… 1

○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（附則第四条関係）…………… 17

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織及びこれらを構成する者のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とする。</p> <p>（監事）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項第二号に規定する「子会社」とは、農林中央金庫がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項、次項、第六章並びに第百条第一項第二十二号及び第二十四号において同じ。）をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、農林中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は農林中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、農林中央金</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とする。</p> <p>（監事）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項第二号に規定する「子会社」とは、農林中央金庫がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項、次項、第六章及び第百条第一項第二十四号において同じ。）をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、農林中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は農林中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、農林中央金庫の子会社とみな</p>

庫の子会社とみなす。

5・6 (略)

(役員の兼職等の制限)

第二十四条の五 理事及び常勤の監事は、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、理事のうち非常勤である者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「非常勤非業務執行理事」という。）については、この限りでない。

一 農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

二 農林中央金庫の業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて農林中央金庫の業務を執行する理事として選定されたもの又は農林中央金庫の業務を執行したその他の理事をいう。第三十四条において同じ。）、 経営管理委員若しくは職員（以下この号及び同条第十項において「業務執行理事等」という。）又はその子会社（第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の業務執行取締役（会社法第三百六十三條第一項各号に掲げる取締役又は当該子会社の業務を執行したその他の取締役をいう。）若しくは執行役若しくは使用人（以下この号において「子会社の業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前五年間農林中央金庫の業務執行理事等又はその子会社の業務執行取締役等でなかつたこと。

三 農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な職員の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

2・3 (略)

す。

5・6 (略)

(役員の兼職等の制限)

第二十四条の五 理事及び常勤の監事は、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(会計監査人の資格等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 (略)

二 農林中央金庫の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 (略)

(理事及び経営管理委員の忠実義務等)

第三十条 (略)

2 理事又は経営管理委員は、次に掲げる場合には、経営管理委員会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬ。

一・二 (略)

三 非常勤非業務執行理事が自己又は第三者のために農林中央金庫の業務の部に属する取引をしようとするとき。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号又は第二号の取引については、適用しない。

4 (略)

(会計監査人の資格等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 (略)

二 農林中央金庫の子会社(第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。)若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 (略)

(理事及び経営管理委員の忠実義務等)

第三十条 (略)

2 理事又は経営管理委員は、次に掲げる場合には、経営管理委員会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬ。

一・二 (略)

(新設)

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。

4 (略)

(役員等の農林中央金庫に対する損害賠償責任等)

第三十四条 (略)

2 第三十条第二項第一号又は第二号の取引によって農林中央金庫に損害が生じたときは、次に掲げる理事又は経営管理委員は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第三十条第二項第一号及び第二号に規定する理事又は経営管理委員

二・三 (略)

3| 非常勤非業務執行理事が第三十条第二項の規定に違反して同項第三号の取引をしたときは、当該取引によって非常勤非業務執行理事又は第三者が得た利益の額は、第一項の損害の額と推定する。

4| (略)

5| 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第九項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

一 (略)

二 当該役員等がその在職中に農林中央金庫から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ (略)

ロ 代表理事以外の業務執行理事又は経営管理委員 四

(役員等の農林中央金庫に対する損害賠償責任等)

第三十四条 (略)

2 第三十条第二項各号の取引によって農林中央金庫に損害が生じたときは、次に掲げる理事又は経営管理委員は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第三十条第二項の理事又は経営管理委員

二・三 (略)

(新設)

3| (略)

4| 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

一 (略)

二 当該役員等がその在職中に農林中央金庫から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ (略)

ロ 代表理事以外の理事又は経営管理委員 四

ハ 業務執行理事以外の理事、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。） 二

6| 7| (略)

8| 第五項の決議があつた場合において、農林中央金庫が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

9| 第四項の規定にかかわらず、農林中央金庫は、非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における当該非業務執行理事等の第一項の規定による責任の限度額について、定款で定めた額の範囲内であらかじめ農林中央金庫が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額（第十三項において「責任限度額」という。）とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

10| 前項の契約を締結した非業務執行理事等が農林中央金庫の業務執行理事等に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

11| 第七項の規定は、第九項の規定による定款の定め（業務執行理事以外の理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案及び当該定款の定めを変更する議案を総会に提出する場合について準用する。

12| 農林中央金庫は、第九項の契約を締結した場合において、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたこと（当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限る。）により損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される総会において次に掲げる事項を開示しなければならない

ハ 監事又は会計監査人 二

5| 6| (略)

7| 第四項の決議があつた場合において、農林中央金庫が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

9	<p>一 第六項第一号及び第二号に掲げる事項</p> <p>二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由</p> <p>三 第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が当該契約によつて賠償する責任を負わないとされた額</p>		(新設)
13	<p>第八項の規定は、非業務執行理事等が第九項の契約によつて責任限度額を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。</p>	14	(略)
15	<p>第五項から第十三項までの規定は、前項の責任については、適用しない。</p>	16	(略)
第三十四条の二	(補償契約)	2	(略)
5	<p>第三十条第二項及び第四項並びに前条第二項及び第十四項の規定は、農林中央金庫と理事又は経営管理委員との間の補償契約については、適用しない。</p>	6	(略)
(役員等の責任を追及する訴えについての会社法の準用)	<p>第四十条の二 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百</p>	(役員等の責任を追及する訴えについての会社法の準用)	<p>第四十条の二 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百</p>
9	<p>第四項から第七項までの規定は、前項の責任については、適用しない。</p>	10	(略)
第三十四条の二	(補償契約)	2	(略)
5	<p>第三十条第二項及び第四項並びに前条第二項及び第八項の規定は、農林中央金庫と理事又は経営管理委員との間の補償契約については、適用しない。</p>	6	(略)

四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三号第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、役員等の責任を追究する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七号第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八百五十号第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三号の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（競争関係にある者の役員等への就任禁止）

第四十二条 農林中央金庫の営む業務と実質的に競争関係にある業務（会員の営む業務を除く。）を営み、又はこれに従事する者は、非常勤非業務執行理事以外の理事、経営管理委員、監事又は支配人になつてはならない。

（特別議決事項）

第四十九条 次に掲げる事項は、総会員の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による議決を必要とする。

一〇三（略）

四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三号第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、役員等の責任を追究する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七号第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八百五十号第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三号の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（競争関係にある者の役員等への就任禁止）

第四十二条 農林中央金庫の営む業務と実質的に競争関係にある業務（会員の営む業務を除く。）を営み、又はこれに従事する者は、理事、経営管理委員、監事又は支配人になつてはならない。

（特別議決事項）

第四十九条 次に掲げる事項は、総会員の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による議決を必要とする。

一〇三（略）

四 第三十四条第五項の規定による責任の免除

2・3 (略)

(業務の範囲)

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 会員及び構成員(会員を直接又は間接に構成する者であつて主務省令で定めるものをいう。以下この条及び第五十五条の二において同じ。)の預金又は定期積金の受入れ

二 会員及び構成員に対する資金の貸付け又は手形の割引

三 (略)

2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 会員及び構成員以外の者の預金又は定期積金の受入れ

二 会員及び構成員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引

3～8 (略)

第五十五条の二 農林中央金庫は、構成員のために第五十四条第一項

第一号及び第二号に掲げる業務を営むに当たっては、会員が構成員のために行う事業を補完することにより構成員の事業の発展を図ることを旨とするものとする。

(農林中央金庫の子会社の範囲等)

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

四 第三十四条第四項の規定による責任の免除

2・3 (略)

(業務の範囲)

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 会員の預金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引

三 (略)

2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ

二 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引

3～8 (略)

(新設)

(農林中央金庫の子会社の範囲等)

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一〇十一 (略)

十二 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した農林中央金庫の営む第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは農林中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上、地域における農林水産業の持続的な発展その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

十三・十四 (略)

2〇4 (略)

5 前項の規定は、認可対象会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社（第一項第十二号に掲げる会社）前項の主務省令で定める会社を除く。）にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となった認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6〇15 (略)

16 農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（農林中央金庫の子会社を除く。）について、当該子会社対象会社（第一項第十二号に掲げる会社（第四項の主務省令で定める会社を除く。以

一〇十一 (略)

十二 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した農林中央金庫の営む第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは農林中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

十三・十四 (略)

2〇4 (略)

5 前項の規定は、認可対象会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社（第一項第十二号に掲げる会社）前項の主務省令で定める会社を除く。）にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となった認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6〇15 (略)

16 農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（農林中央金庫の子会社を除く。）について、当該子会社対象会社（第一項第十二号に掲げる会社（第四項の主務省令で定める会社を除く。以

下この項において同じ。)を除く。)が同号に掲げる会社となったことその他主務省令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

17 農林中央金庫は、認可対象会社のうち第一項第十二号に掲げる会社(第四項の主務省令で定める会社を除く。第二十項において「第十二号会社」という。)であつて、農業生産の増大その他の地域における農林水産業の持続的な発展に資する業務を専ら営む国内の会社として主務省令で定めるもの(以下この条及び第百条第一項第十二号において「特定会社」という。)について、農林中央金庫又はその子会社が合算して特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有するとき(農林中央金庫が当該特定会社を子会社とするとき及び農林中央金庫の特定子会社以外の子会社がその基準議決権数を超える議決権を保有するときを除く。以下この条において「農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するとき」という。)は、農林中央金庫が農林中央金庫及び農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときにおける特定会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないと認められるものとして主務省令で定める基準に適合する場合に限り、第四項の規定にかかわらず、あらかじめ、同項の主務大臣の認可を受けることを要しない。

18 農林中央金庫は、前項の規定により、農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときは、主務省令で定めるところにより、あら

下この項において同じ。)を除く。)が同号に掲げる会社となったことその他主務省令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

はじめ、主務大臣に届け出なければならない。

19 前項の規定は、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときは、農林中央金庫が第十七項の主務省令で定める基準に適合する場合に限り、適用しない。ただし、農林中央金庫は、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務省令で定めるところにより主務大臣に届け出た場合を除き、当該特定会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

20 農林中央金庫は、第十八項又は前項ただし書の規定による届出をした特定会社について、当該特定会社が特定会社以外の第十二号会社となったことその他主務省令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

21～23 (略)

(農林中央金庫等による議決権の取得等の制限)

第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社（第七十二条第一項第一号から第四号まで、第八号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる会社（同項第十号に掲げる会社にあつては、特別事

(新設)

(新設)

17～19 (略)

(農林中央金庫等による議決権の取得等の制限)

第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社（第七十二条第一項第一号から第四号まで、第八号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる会社（同項第十号に掲げる会社にあつては、特別事

業再生会社を除く。）、特例持株会社（農林中央金庫が子会社として
ているものに限る。）並びに特例対象会社を除く。次項から第六項
までにおいて同じ。）の議決権については、合算して、その基準議
決権数（国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議
決権の数をいう。以下この条並びに第百条第一項第二十二号及び第
二十四号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有して
はならない。

269 (略)

（清算に関する会社法等の準用）

第九十五条 会社法第四百七十五条（第一号に係る部分に限る。）、
第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は農
林中央金庫の清算について、第十九条の二、第二十条の二、第二十
二条第四項から第六項まで、第二十四条の三、第二十四条の四、第
二十四条の五第二項、第二十七条から第二十七条の三まで、第二十
八条第六項及び第七項、第二十八条の二、第二十九条の二、第三十
条（第二項第三号を除く。）、第三十一条、第三十二条第一項から
第三項まで、第三十四条第一項、第二項、第四項、第十四項、第十
六項、第十七項（第一号に係る部分に限る。）及び第十八項、第三
十五条、第三十六条（第二項を除く。）、第三十九条第一項、第四
十二条、第四十六条第三項、第四十六条の二第二項、第四十九条の
二並びに第四十九条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八
十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八
十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び
第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第四百七十八条

業再生会社を除く。）、特例持株会社（農林中央金庫が子会社とし
ているものに限る。）並びに特例対象会社を除く。次項から第六項
までにおいて同じ。）の議決権については、合算して、その基準議
決権数（国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議
決権の数をいう。以下この条及び第百条第一項第二十四号において
同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

269 (略)

（清算に関する会社法等の準用）

第九十五条 会社法第四百七十五条（第一号に係る部分に限る。）、
第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は農
林中央金庫の清算について、第十九条の二、第二十条の二、第二十
二条第四項から第六項まで、第二十四条の三、第二十四条の四、第
二十四条の五第二項、第二十七条から第二十七条の三まで、第二十
八条第六項及び第七項、第二十八条の二、第二十九条の二から第三
十一条まで、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条第一項
から第三項まで、第八項、第十項、第十一項（第一号に係る部分に
限る。）及び第十二項、第三十五条、第三十六条（第二項を除く。
）、第三十九条第一項、第四十二条、第四十六条第三項、第四十六
条の二第二項、第四十九条の二並びに第四十九条の四第二項から第
四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項
、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一
号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分
に限る。）、第四百七十八条第二項、第四百七十九条第一項及び第

第二項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二第二号及び第三号、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十四條第十八項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五條第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同條第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六條第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算終了の登記の時までの間」と、同法第三百八十四條並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その

二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二第二号及び第三号、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十四條第十二項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五條第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同條第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六條第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算終了の登記の時までの間」と、同法第三百八十四條並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得た会員」と、同

割合)以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二十条第二項、第一百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百三十三條の第二項、第二百八十六条の第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条において準用する同法第三十四条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者(農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十二 (略)

十三 第三十条第二項(第九十五条において準用する場合を含む。

一)又は第三十四条第六項の規定による開示をすることを怠ったと

法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二十条第二項、第一百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百三十三條の第二項、第二百八十六条の第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条において準用する同法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者(農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十二 (略)

十三 第三十条第二項(第九十五条において準用する場合を含む。

一)又は第三十四条第五項の規定による開示をすることを怠ったと

き。

十三の二～二十一 (略)

二十二 第六十三条若しくは第六十六条の規定による届出若しくは公告をしないで農林債を発行したとき、若しくは不正の届出若しくは公告をしたとき、第七十二条第十八項若しくは第二十三項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出をしないで同条第十七項の規定により農林中央金庫若しくはその子会社が合算して特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有したとき(農林中央金庫が当該特定会社を子会社としたとき及び農林中央金庫の特定子会社以外の子会社がその基準議決権数を超える議決権を保有したときを除く。)、若しくは同号に規定する会社を子会社としたとき(合併等認可を受けた場合を除く。)、若しくは不正の届出をしたとき、同条第二十三項(第二号に係る部分に限る。)の規定による届出をすることを怠り、若しくは不正の届出をしたとき、又は第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠り、若しくは不正の公告をしたとき。

二十二の二～二十三 (略)

二十四 第七十二条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき(同条第一項第十二号に掲げる会社(同条第四項の主務省令で定める会社を除く。))にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第七項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社とした

き。

十三の二～二十一 (略)

二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第十九項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出若しくは公告をしないで農林債を発行したとき、若しくは同号に規定する会社を子会社としたとき(合併等認可を受けた場合を除く。)、若しくは不正の届出若しくは公告をしたとき、又は同項(第二号に係る部分に限る。))若しくは第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による届出若しくは公告をすることを怠り、若しくは不正の届出若しくは公告をしたとき。

二十二の二～二十三 (略)

二十四 第七十二条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき(同条第一項第十二号に掲げる会社(同条第四項の主務省令で定める会社を除く。))にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第七項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社とした

とき、同条第十三項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき若しくは同項第十二号に掲げる会社（同条第十三項の主務省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該主務省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、同条第十六項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定するこれを知った日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が同条第一項第十二号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、又は同条第二十項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定するこれを知った日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が同項の特定会社以外の第十二号会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。

2
二十五～三十五（略）

とき、同条第十三項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき若しくは同項第十二号に掲げる会社（同条第十三項の主務省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該主務省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による主務大臣の認可を受けないで農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（農林中央金庫の子会社を除く。）について当該子会社対象会社（同号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）を除く。）が同条第一項第十二号に掲げる会社となつたことその他同条第十六項の主務省令で定める事実を知つた日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。

2
二十五～三十五（略）

改正案	現行
<p>（優先出資の発行等についての会社法の準用） 第十四条（略）</p> <p>2 会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。以下この項において同じ。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が理事又は経営管理委員と通じて著しく不公正な払込金額で募集優先出資を引き受けた場合について、同法第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）及び第二百十三条の三（出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が第十二条第一項の規定による払込みを仮装した場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの項において準用する同法第二百十二条第一項又は第二百十三条の二第一項第一号の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項及び第八百四十九条第一項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、これらの規定（同法第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。）中「株式会社等」</p>	<p>（優先出資の発行等についての会社法の準用） 第十四条（略）</p> <p>2 会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。以下この項において同じ。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が理事又は経営管理委員と通じて著しく不公正な払込金額で募集優先出資を引き受けた場合について、同法第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）及び第二百十三条の三（出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が第十二条第一項の規定による払込みを仮装した場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの項において準用する同法第二百十二条第一項又は第二百十三条の二第一項第一号の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項及び第八百四十九条第一項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、これらの規定（同法第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。）中「株式会社等」</p>

とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第二百十三條の二第二項中「総株主」とあるのは「総普通出資者及び総優先出資者」と、同法第二百十三條の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第八百四十七條第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者である者」と、同項ただし書中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項及び第五項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者又は理事若しくは経営管理委員」と、同法第八百四十七條の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、「当該株主等」とあるのは「当該普通出資者又は優先出資者」と、同法第八百四十八條（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第八百四十九條第一項（訴訟参加）中「株主等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社（取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人）」とあるのは「協同組織金融機関が、理事及び経

とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第二百十三條の二第二項中「総株主」とあるのは「総普通出資者及び総優先出資者」と、同法第二百十三條の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第八百四十七條第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者である者」と、同項ただし書中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項及び第五項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者又は理事若しくは経営管理委員」と、同法第八百四十七條の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、「当該株主等」とあるのは「当該普通出資者又は優先出資者」と、同法第八百四十八條（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第八百四十九條第一項（訴訟参加）中「株主等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社（取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人）」とあるのは「協同組織金融機関が、理事及び経

営管理委員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第八百五十条第四項（和解）中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第四項、中小企業等協同組合法第三十八条の二第四項、信用金庫法第三十九条第三項、労働金庫法第四十二条第三項、農業協同組合法第三十五条の六第三項及び水産業協同組合法第三十九条の六第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）」と、同法第八百五十三条第一項第一号（再審の訴え）中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4 (略)

(役員等の責任)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、農林中央金庫又は連合会等の役員等が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、当該役員等がその在職中に農林中央金庫又は連合会等から職務の執行の対価として受け、又は受

営管理委員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第八百五十条第四項（和解）中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項、中小企業等協同組合法第三十八条の二第四項、信用金庫法第三十九条第三項、労働金庫法第四十二条第三項、農業協同組合法第三十五条の六第三項及び水産業協同組合法第三十九条の六第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）」と、同法第八百五十三条第一項第一号（再審の訴え）中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4 (略)

(役員等の責任)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、農林中央金庫又は連合会等の役員等が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、当該役員等がその在職中に農林中央金庫又は連合会等から職務の執行の対価として受け、又は受

けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、根拠法による普通出資者総会の特別の決議及び優先出資者総会の決議によって免除することができる。

一 (略)

二 前号に掲げる理事以外の理事（農林中央金庫にあつては農林中央金庫法第三十四条第五項第二号ロに規定する業務執行理事に限り、第二条第一項第三号に掲げる者にあつては信用金庫法第三十九条第四項第二号に掲げるものに限る、第二条第一項第四号に掲げる者にあつては労働金庫法第四十二条第四項第二号に掲げるものに限る。）又は経営管理委員 四

三 (略)

5
5
9 (略)

けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、根拠法による普通出資者総会の特別の決議及び優先出資者総会の決議によって免除することができる。

一 (略)

二 前号に掲げる理事以外の理事（第二条第一項第三号に掲げる者にあつては信用金庫法第三十九条第四項第二号に掲げるものに限る、第二条第一項第四号に掲げる者にあつては労働金庫法第四十二条第四項第二号に掲げるものに限る。）又は経営管理委員 四

三 (略)

5
5
9 (略)